

認証評価の評価結果について

認証評価については、平成27年6月に自己評価書を評価機関である独立行政法人大学評価・学位授与機構へ提出し、書面調査及び訪問調査を受審した。このたび、平成28年3月24日付で当該機構より評価結果について通知があったため、下記のとおり報告するもの。

認証評価の評価結果は、文部科学大臣に報告されるとともに、当該機構及び本学のウェブサイトへの掲載等により社会に公表される。

なお、地方独立行政法人法第79条により、北九州市地方独立行政法人評価委員会が行う第2期中期目標の期間（平成23～28年度）における本学の業務実績の評価においては、この認証評価の評価結果を踏まえることとされている。

1 評価方法

- (1) 大学機関別認証評価（大学全体の教育研究活動等に関する評価）

→大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしているか、満たしていないかの評価

- (2) 選択評価事項B（地域貢献活動に関する評価）

→4段階評価

【4段階評価の評価記述】

目的の達成状況が極めて良好である
目的の達成状況が良好である
目的の達成状況がおおむね良好である
目的の達成状況が不十分である

- (3) 選択評価事項C（教育の国際化に関する評価）

→4段階評価

2 評価結果

- (1) 大学機関別認証評価（大学全体の教育研究活動等に関する評価）・・・別紙1

「大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」

* 優れた点17項目、更なる向上が期待される点2項目、改善を要する点2項目

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科において定員充足率が低い。

- 北方キャンパスに外国人学生が入居できる寮がなく、受入学生をサポートする施設等が十分でない。

- (2) 地域貢献活動に関する評価については「目的の達成状況が極めて良好である。」・・・別紙2

（※4段階評価の最上位）

- (3) 教育の国際化に関する評価については「目的の達成状況が良好である。」・・・別紙3

（※4段階評価の上から2番目）

3 他大学の評価結果との比較

いずれも他大学の平均値を上回る評価を受けている。

機関別認証評価（大学全体の教育研究活動等に関する評価）では、優れた点の項目数が平成27年度に受審した33大学のうち上から3番目となっている。

選択評価（地域貢献活動に関する評価、教育の国際化に関する評価）では、他大学との比較ではいずれも最上位の評価となっている。

(1) 大学機関別認証評価（大学全体の教育研究活動等に関する評価）・・・別紙4

	優れた点の数	更なる向上が期待される点	改善を要する点
本学	17	2	2
他大学の平均（86大学）	11.7	0.9	1.8

(2) 地域貢献活動に関する評価・・・別紙5

	優れた点の数	更なる向上が期待される点	改善を要する点
本学	5	2	0
他大学の平均（13大学）	3.2	0.2	0

(3) 教育の国際化に関する評価・・・別紙6

	優れた点の数	更なる向上が期待される点	改善を要する点
本学	4	1	1
他大学の平均（4大学）	2	1	0.8

4 経過

平成27年 6月26日 自己評価書を大学評価・学位授与機構へ提出
 10月13日 訪問調査（認証評価、選択評価事項B）
 14日 //

29日 訪問調査（選択評価事項C）
 30日 //

平成28年 1月26日 評価結果（案）の通知（※意見申立 2月19日まで）
 2月19日 意見申立「なし」の回答
 3月24日 評価結果の確定、公表
 4月12日 市地方独立行政法人評価委員会へ評価結果を報告

【参考】

○学校教育法

第109条（略）

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。（以下略）

○地方独立行政法人法

第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

第79条 評価委員会が公立大学法人について第30条第1項の評価を行うに当たっては、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。